

入札保証金・契約保証金について

入札保証金

1 入札保証金の額

以下の算式で算定した金額以上の金額を入札保証金として納付すること。

$\text{入札保証金の額} = \text{貸付料}(\times 1) \times 5 \text{ 年間} \times 0.05$

※ 1 希望貸付料 $\times 1.1$

2 入札保証金の免除

埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項各号に該当する場合には、入札保証金を免除する。

免除の詳細については、別紙 2「入札保証金の免除について」を参照すること。

3 入札保証金の納付

入札保証金は、「現金」又は次に掲げる「入札保証金に代える担保」で、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに納付すること。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府の保証のある債権
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証した小切手
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形
- (5) 銀行等に対する定期預金債権
- (6) 銀行等の保証
- (7) 保証事業会社の保証

4 入札保証金の納付方法

- (1) 現金により納付する場合

埼玉県が発行する「納付書兼領収書」により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む。

この場合には、納付したことを証明するため、当該「納付書兼領収書」の写しを応募申込書等の受付期限（令和 8 年 9 月 30 日（水））までに提出すること。

「納付書兼領収書」の様式は、公募事務担当者に請求すること。

- (2) 上記 3 に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合

事前に公募事務担当者に相談すること。

5 入札保証金の還付

入札の終了後、埼玉県は、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を納付した非落札者に対して、当該入札保証金等を還付する（落札者の納付した入札保証金は契約保証金に充当する）。還付の手続については、入札終了後に公募事務担当者から通知する。

- 6 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないときは埼玉県に帰属する。

契約保証金

7 契約保証金の額

以下の算式で算定した金額以上とすること。

$\text{契約保証金の額} = \text{貸付料} \times 5 \text{年間} \times 0.1$

8 契約保証金の免除

財務規則第 81 条第 2 項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

9 契約保証金の納付

契約保証金は、「現金」又は次に掲げる「契約保証金に代える担保」で納付する。

「契約保証金に代える担保」は、3 (1)～(7)と同様である。

10 契約保証金の納付

「4 入札保証金の納付方法」に準じて、納付すること。

11 契約保証金の還付方法

契約に基づく業務の履行が終わった後、埼玉県は、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下、「契約保証金等」という。）を納付した契約者に対して、当該契約保証金等を還付する。還付の手続については、履行後に公募事務担当者から連絡する。

12 契約者がその契約上の義務を履行しないときは、当該契約保証金等は埼玉県に帰属する。